

令和3年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和3年3月22日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第2号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について
第3号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
第4号議案 幸田町部設置条例の一部改正について
第5号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第6号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第7号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第8号議案 町道路線の認定及び廃止について
第14号議案 令和3年度幸田町一般会計予算
第15号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計予算
第16号議案 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第17号議案 令和3年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第18号議案 令和3年度幸田町介護保険特別会計予算
第19号議案 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第20号議案 令和3年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第21号議案 令和3年度幸田町水道事業会計予算
第22号議案 令和3年度幸田町下水道事業会計予算
- 日程第3 第14号議案 令和3年度幸田町一般会計予算に対する附帯決議
- 日程第4 第23号議案 幸田町長等の給料の特例に関する条例等の一部改正について
第24号議案 幸田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
第25号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
第26号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第9号）
第27号議案 令和2年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）
第28号議案 令和2年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

| | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1番 田 境 毅 君 | 2番 石 原 昇 君 | 3番 都 築 幸 夫 君 |
| 4番 鈴 木 久 夫 君 | 5番 伊 澤 伸 一 君 | 6番 黒 木 一 君 |
| 7番 廣 野 房 男 君 | 8番 藤 江 徹 君 | 9番 足 立 初 雄 君 |
| 10番 杉 浦あきら 君 | 11番 都 築 一 三 君 | 12番 水 野千代子 君 |

13番 笹野康男君 15番 丸山千代子君 16番 稲吉照夫君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成瀬 敦君 副 町 長 大竹広行君
教 育 長 小野伸之君 企 画 部 長 藪田芳秀君
参事（企業誘致担当） 夏目隆志君 総 務 部 長 志賀光浩君
参事（税務担当） 山本智弘君 住民こども部長 牧野宏幸君
健康福祉部長 林 保克君 環 境 経 済 部 長 鳥居栄一君
建 設 部 長 羽根淵闘志君 教 育 部 長 吉本智明君
上下水道部長 太田義裕君 消 防 長 都築幹浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本富雄君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ここで、お諮りします。

本日、議場において、議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定しました。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名であります。

議事日程は、本日お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、11番 都築一三君、12番 水野千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、第2号議案から第8号議案までの7件、第14号議案から第22号議案までの9件を一括議題とします。

これより、委員長報告を行います。
初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。
9番、足立君。

〔9番 足立初雄君 登壇〕

○9番（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

令和3年3月22日

議長 稲吉照夫様

委員長 足立初雄

令和3年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

第2号 幸田町職員定数条例の一部改正について

社会情勢の変化に対応するための職員の適正配置に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第3号 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について

管理職手当の月額の上限改定に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第4号 幸田町部設置条例の一部改正について

効率的な事務体制を整備することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上で、報告を終わります。

〔9番 足立初雄君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

12番、水野君。

〔12番 水野千代子君 登壇〕

○12番（水野千代子君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和3年3月22日

議長 稲吉照夫様

委員長 水野千代子

令和3年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第5号 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

押印を求める手続の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第6号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第7号 幸田町介護保険条例の一部改正について
健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行及び第8期介護保険事業（令和3年度から令和5年度まで）の運営に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第8号 町道路線の認定及び廃止について
道路整備等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。

〔12番 水野千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、丸山君。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

予算特別委員会審査結果報告書

令和3年3月22日

議長 稲吉照夫様

委員長 丸山千代子

令和3年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第14号 令和3年度幸田町一般会計予算

総予算額180億2,000万円。第2条、債務負担行為、第3条、地方債、第4条、一時借入金、最高額10億円、第5条、歳出予算の流用。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第15号 令和3年度幸田町土地取得特別会計予算

総予算額2億9,586万1,000円。土地取得費。第2条、地方債。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第16号 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計予算

総予算額32億7,266万3,000円。国民健康保険運営費、第2条、歳出予算の流用。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第17号 令和3年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

総予算額5億2,182万3,000円。後期高齢者医療運営費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第18号 令和3年度幸田町介護保険特別会計予算

総予算額21億2,723万7,000円。介護保険運営費。第2条、歳出予算の流用。

全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第19号 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算

総予算額2億1,073万6,000円。幸田駅前土地区画整理事業運営費。第2条、地方債。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第20号 令和3年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

総予算額3億7,363万1,000円。農業集落排水事業運営費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第21号 令和3年度幸田町水道事業会計予算

第1条、総則、第2条、業務の予定量、(1)給水戸数1万6,902戸(2)年間総給水量481万1,000立米(3)1日平均給水量、1日当たり1万3,181立米(4)主な建設改良事業、配水施設建設費3,184万5,000円、配水施設整備改良費3億7,785万9,000円。第3条、収益的収入及び支出、収入8億6,341万1,000円。支出7億7,008万9,000円。第4条、資本的収入及び支出。収入1億3,644万7,000円。支出4億1,278万7,000円。第5条、一時借入金、限度額1億円。第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。職員給与費8,484万9,000円。第8条、他会計からの補助金1,000円。第9条、棚卸資産購入限度額929万7,000円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第22号 令和3年度幸田町下水道事業会計予算

第1条、総則、第2条、業務の予定量(1)水洗化人口2万9,500人(2)年間総排水量277万立米(3)1日平均排水量、1日当たり7,589立米(4)主な建設改良事業、管路建設費1億5,301万円。第3条、収益的収入及び支出。収入6億8,100万円。支出6億8,025万円。

第4条、資本的収入及び支出、収入3億6,324万2,000円。支出4億3,179万6,000円。第5条、企業債、公共下水道事業、限度額2,610万円。流域下水道事業、限度額1,550万円。第6条、一時借入金、限度額1億円。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用。第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。職員給与費5,117万6,000円。第9条、他会計からの補助金1億227万円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

[15番 丸山千代子君 登壇]

○議長(稲吉照夫君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 以上で、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

これより、上程議案16件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

15番、丸山君。

[15番 丸山千代子君 登壇]

○15番(丸山千代子君) ただいま討論に付されております議案について、反対の立場から討論をさせていただきます。

第7号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について、反対する立場から討論を行います。

本議案は、第8期幸田町介護保険事業計画に基づき、保険料の基準額を月額4,800円とし、第7期月額4,300円だったのを500円も大幅に引き上げるものであります。今回の改定で所得段階別で第1段階を引き下げた以外、ほかは保険料が引き上げられております。それは、世帯全員が住民税非課税の世帯にも及んでおります。介護保険制度が始まってから3年ごとに引き上げられてきましたが、今までは200円の引上げだったのが2.5倍の引上げとなっております。保険料は、年金18万円以上の人は天引きとなっております、問答無用であります。基金を1億500万円ほど取り崩しての活用と11段階から13段階に応能負担を求めても、大幅な引上げとなった背景には第8期事業計画量を大きく見積もった結果が保険料の増につながったのではないのでしょうか。令和5年度におけるサービスの事業料見込みからも伺えるものであります。介護保険料が3年ごとの見直しで引き上がり、年金生活者からは負担増に対し悲鳴が上がっています。負担増を行うべきではないと主張し、本議案に反対です。予算特別委員会における委員長報告は全員一致であります、私は採決に加わることができませんでしたので、本会議の場で反対の立場を明らかにいたします。

第14号議案 令和3年度幸田町一般会計予算についてであります。

令和3年度予算案は180億2,000万円で、当初予算案としては過去最大となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種などを盛り込んでいることも全体を押し上げております。予算編成に当たって、新年度において町民の安全と安心を確保するため命と暮らしを守ると、これを最優先に掲げており、その方針に基本的には賛成するものであります、PCR検査の取組やコロナ禍において生活に困窮している町民や中小業者支援など不十分であります。新型コロナウイルスから町民の命や健康を守り抜くため必要な検査、医療、福祉への体制の充実を求めます。コロナ対策として国が行うべき財源措置が不十分であると承知をしております。医療崩壊が起りつつあ

るとき、第3次補正において必要な措置が盛り込まれず、不要不急の経費が多過ぎるとして、日本共産党、立憲民主党が共同で、医療、暮らし、営業への支援を拡充する組み替え動議を提出したことから明らかではないでしょうか。

新年度予算において、高校卒業までの通院費医療無料化準備、平和都市宣言の取組、紙おむつ回収事業、岩堀住民広場整備工事、スクールソーシャルワーカー事業、公共施設予約システム構築事業、逆川久保田集会施設の改修、特殊詐欺対策措置、35人学級の拡大、児童クラブの拡充など、町民要望や議会の提案が反映されたものもあり、一定の評価をするものでありますが、空き家利活用事業において新聞報道にもあるように、住民や議会そっちのけで町長の思いだけで強引に推し進められ、質問にも納得のいく答弁とは言えず、逆に問題が浮き彫りになっただけであります。個人が所有する財産に対して、その価値、賃貸契約、使用目的など、法的にきちんと問題のないようにすべきであり、進め方には賛成できません。空き家利活用事業そのものに対しては反対するものではなく、合意と納得、買収などにより推進されるよう求めます。

法人町民税は、消費税10%へと引上げに伴い税率が6%になり、大きな打撃を受けています。企業業績の落ち込みを踏まえて1億4,400万円としており、ほとんど均等割の計上となっております。不景気と言われながら、トヨタ自動車など資本金10億円以上の大企業の内部留保は459兆円にもものぼります。製造、販売、整備など内部留保の還元で賃金や下請け単価など引上げを図れば、経済も活性化します。大企業は内部留保のため込むのではなく、応分の負担をすべきであり、資本金10億円以上の大企業に対して、町は法人町民税の税率を制限税率まで引き上げる超過課税8.4%の実施で応分の負担を求めるべきであります。2.4%引上げで1,800万円増収できる試算であります。経済が安定してくれば、それ以上に増収になり、自主財源の確保になります。

国はデジタル化を推進し、2021年3月からマイナンバーカードを保険証として使えるようにすることになっております。保険証をマイナンバーカードにひもづけ、保険証として利用することになれば、これまで家に大事にしまってあったカードを日々持ち歩くことにもなり、個人情報漏えいなどのリスクが一層高まることになるかと指摘するものであります。

保育園、児童クラブの待機児を出さない待機児の解消は大いに歓迎であります。予算では児童クラブの民間委託を3か所に増やしております。民間委託は財政的にも負担がかかり、町の直営で実施すべきと求めます。民間委託の理由は指導員不足、指導員が見つからないからというものでありますが、安価な労働力で賄おうとするからであり、指導員の身分保障をして働きやすい職場に改善すべきであります。

これから取り組もうとしているスーパーシティ構想による住宅開発は、AIや自動運転など個人データなども活用するもので、監視社会の懸念があり賛成できません。

ふるさと寄附金は安定財源とは言えず、なくなればとたん不安定要素のある予算となっています。不要不急の事業は見直して先送りとし、財源も計画的に事業を進めるべきではないでしょうか。

消費税は社会保障のためと導入されてきましたが、相次ぐ増税で消費税が上がるたびに景気が冷え込み、住民の暮らしは厳しくなっています。コロナ禍の今、さらに住民や

中小業者の暮らしと営業が大変な打撃を伴っております。町にとっても消費税はずっと負担がのしかかります。もともと消費税は、低所得者ほど負担が重いものであります。また、消費税がかけられていることを理由に反対をしてきた農業集落排水事業、下水道事業、水道事業の各事業は、反対するものではありません。消費税に対して反対の立場をとってきましたが、これからは一般会計においてのみ総合的に消費税に対して反対するものであります。

以上、主なものに対して反対の立場を述べてきました。コロナ禍の下で、住民に身近な地方自治体の果たす役割が一層重要になっています。また、コロナ禍の教訓は、安易な企業誘致ではなく循環型経済の重要性ではないでしょうか。住民に寄り添い、福祉増進の町政を進めるよう求め、反対討論とします。

第16号議案 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。

国民健康保険制度は、都道府県が財政運営の責任主体として保険者に参画する改革が平成30年度に施行され、都道府県が標準保険料率を示して、市町村の値上げを推進する仕組みが作られました。県単位化になったときは値上げは実施せず、今までの水準を維持したいと答弁をされておりましたが、実質は限度額の引上げなど税制改正などが行われ、加入者の負担が大きくなってきております。令和3年度予算においては、税率改正や値上げが盛り込まれておりませんが、コロナ禍で加入者の負担を軽減するために値上げはやめるべきと主張するものであります。

愛知県は、国民健康保険の納付金算定結果を県国保運営協議会委員や市町村に通知をいたしました。4月上旬には、各市町村に対し納付金額を通知をしております。県は、決算剰余金を昨年の2倍活用するなどとして納付金額を県全体で1,966億円から1,927億円に39億円余り減らしております。1人当たりの納付金額は13万6,206円で、前年度に比べると1,107円の減となっております。この機会に18歳以下の均等割の軽減の実施を求めます。

子育て世帯の経済的負担を軽減するために、2022年度から未就学児の均等割保険料5割軽減が始まるため、その拡充を求めます。

国民健康保険の加入者は、年金生活、退職者など年齢構成が高く医療水準も高い、フリーランスや非正規など所得水準は低く、国保税負担が重いなど構造的な問題があります。国に対して国庫負担を増やすよう強く意見を上げ、町としては一般会計からの財政支援で加入者負担を増やさない努力をすべきと求めて、反対といたします。

第17号議案 令和3年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

75歳以上で年収200万円以上の人の医療費窓口負担を現行の1割から2割に倍増することを決め、医療制度改革一括法案を閣議決定し、今国会に提出をいたしました。負担増の対象者は、単身で年収200万円以上、75歳以上の夫婦で年収320万円以上が対象であり、2022年度後半から導入する計画であります。今回の負担増で菅首相は若い世帯の負担上昇を抑えると言いますが、高齢者の年収に占める窓口負担の割合は今でも高くなっております。高齢者は年収が大きく下がるため、原則1割負担でも年収に占める割合が極めて大きくなります。老人医療費を無料化した1983年の老人医療費に占める国庫負担の割合は45%でありました。ところが、2008年に後期高齢

者医療制度を導入したときは、35%に引き下げられました。国庫負担を元に戻さなければ負担は増えるばかりであります。75歳という年齢で別の保険制度に迫りやる後期高齢者医療制度に反対するものであります。

第18号議案 令和3年度幸田町介護保険特別会計予算についてであります。

介護保険を円滑に運営するため、市町村は国の基本方針に即して3年ごとに介護保険事業計画を策定をいたします。令和3年度からは第8期となり、これから3年間の介護保険料を引き上げました。これまでにない引上げとなっております。年金受給額は上がらないのに、基準額は月4,300円が4,800円にと500円もの引上げが年金から天引きされることは重い負担であります。国はこの間、総合事業で介護保険給付抑制のためボランティアなどを介護サービスの担い手として位置づけ、要支援者の訪問サービスを保険給付から自治体が運営する総合事業へと移してきました。厚労省は省令を改正し、要支援者が要介護者へと進んでも、本人が希望し市町村が認めれば、介護予防、生活支援サービス事業の住民主体のサービス、いわゆる総合事業の訪問通所型サービスを継続的に利用することを可能としました。これは、要介護者から介護給付を外す布石であります。総合事業は自治体予算で行う事業のため、予算がなくなればサービスの打ち切りへとつながるものであります。要介護者は、日常生活全てにサポートが必要です。要介護1・2の介護保険給付外しをせず、安心して介護サービスを提供すべきと求めて、反対討論といたします。

以上であります。

〔15番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

5番、伊澤君。

〔5番 伊澤伸一君 登壇〕

○5番（伊澤伸一君） ただいま討論に付されている議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

第14号議案 令和3年度幸田町一般会計予算についてであります。

現下の社会経済状況は、令和元年12月に中国武漢において発生し、瞬く間に全世界に広がった新型コロナウイルスとの戦いの真ただ中にあります。3月20日現在で、全国の感染者は45万5,676人、死者は8,816人に達しています。愛知県においても、3月20日現在で、感染者が2万6,700人です。そのうち幸田町民の感染者は121人で、緊急事態宣言の対象地域から除外はされましたが、完全に制圧できていません。むしろ変異株の増加により第4波の心配もあります。経済面でも飲食店で代表されるように、大きな打撃を受け、経済も深刻な状況であります。このようなときに対策は一時たりとも止めることはできません。

本予算案には、多くの議員から疑義が出された新規事業も盛り込まれています。特に空き家利活用事業、社会福祉施設等開発関連予算などについては、内容や将来負担の見込みなど、誰もが疑問に思われるような基本的な事柄に対しても明確にお答えしただけなかつたことは誠に残念であります。必要性や内容が十分に検討されているのか疑問が残るところであります。全体像が示されないまま進められることは行政不信を招きます。

議員として十分監視する必要があると考えております。また、財政調整基金からの多額な繰り入れなど、財源が不足する懸念もないわけではありません。

4月の最終週からワクチン接種が始まるとのことです。新型コロナウイルスを完全に封じ込める正念場に来ていると思います。一般会計予算には新型コロナワクチン接種を始め、子育て、教育、健康福祉対策費など、町民の命と暮らしを守るための予算が盛り込まれており、一日も早い成立が必要であります。その観点から、私は本予算案に賛成するものであります。

[5番 伊澤伸一君 降壇]

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案16件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決の順番は、議案番号順といたします。

まず、第2号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第3号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案 幸田町部設置条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案 町道路線の認定及び廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第14号議案 令和3年度幸田町一般会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって第14号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第15号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第15号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第16号議案 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第16号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第17号議案 令和3年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第17号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第18号議案 令和3年度幸田町介護保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第18号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第19号議案 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第20号議案 令和3年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第21号議案 令和3年度幸田町水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第22号議案 令和3年度幸田町下水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって第22号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、第14号議案 令和3年度幸田町一般会計予算に対する
附帯決議を議題といたします。

この発議は1名以上の賛成者がありますので成立いたします。

提出者の説明を求めます。

10番、杉浦あきら君。

〔10番 杉浦あきら君 登壇〕

○10番（杉浦あきら君） おはようございます。

ただいまから説明させていただきます。

発議第1号

第14号議案 令和3年度幸田町一般会計予算に対する附帯決議（案）

上記の議案の内、空き家利活用事業3,850万円に関して、別紙のとおり附帯決議
を提出します。

令和3年3月22日提出

幸田町議会議長 稲吉 照 夫 様

提出者 幸田町議会議員 杉 浦 あきら

賛成者 幸田町議会議員 田 境 毅

〃 石 原 昇

〃 都 築 幸 夫

〃 鈴 木 久 夫

〃 伊 澤 伸 一

〃 黒 木 一

〃 廣 野 房 男

〃 藤 江 徹

〃 足 立 初 雄

〃 都 築 一 三

〃 水 野 千代子

〃 笹 野 康 男

〃 丸 山 千代子

第14号議案 令和3年度幸田町一般会計予算に対する附帯決議（案）

当町議会は、令和3年度幸田町一般会計予算のうち「空き家利活用事業3,850万
円」を執行するに当たり、以下のことを決議する。

1. 賃貸料の内訳を示し、町の適正な金額とすること
2. 地域住民へ事業内容を説明し、理解を求めること

3. 具体的な利用目的、使用期間、明渡し時の契約予定内容を示すこと

4. 法令を遵守し、最小の経費で最大の効果を挙げること

議会としては、空き家利活用事業は非常に重要な事業であると考え、基本的には賛成である。

今後は類似した事業を含め、拙速な事業推進は行わず、十分に内容を精査し、事前に議会へ協議をした上で、上記項目をすべて解決した後に、本事業を執行するものとする。

令和3年3月22日

幸田町議会

以上で、説明を終わります。

[10番 杉浦あきら君 登壇]

○議長（稲吉照夫君） 説明は終わりました。

これより、発議第1号に対する質疑を行います。

質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、発議第1号に対する質疑を打ち切ります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております発議を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております発議は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、発議第1号について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

5番、伊澤君。

[5番 伊澤伸一君 登壇]

○5番（伊澤伸一君） ただいま議題とされています、第14号議案 令和3年度幸田町一般会計予算に対する附帯決議（案）について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの第14号議案に対する討論で指摘をいたしました。令和3年度当初予算に計上された複数の事業において、議員の質問に明確に答えられない場面が再三ありました。特に新聞報道を見て、多くの町民が関心を持っている空き家利活用事業に要する3,850万円は、賃貸料など後年度に発生するランニングコストさえも明確にされていません。さらに、利用用途についても需要があるのか、幸田町が行わなければならないもののかなど、議員の質問に納得のいく説明がなされていません。

本件は、個人の建物を町が借りて、それに公費を投入して改修を行うものであります。これには税金を使うからには、通常の賃貸借契約以上に細部にわたる取決めが必要と考えます。将来契約内容に疑義が生じないようにすることや町に不利益とならないように、より慎重な検討が必要です。その上で、地域住民に事業内容を説明し、理解を求めることが重要です。それでなければ町民は納得しません。今後、空き家は間違いなく増えてきます。空き家の利活用を進めることそのものには異存はありません。その際に、町の行政ニーズとぴったり合致するなら、町が活用することは否定いたしません。

本件について、どうしてこんなことになったのか、その最大の原因は拙速な事業推進にあるのではないのでしょうか。当初予算には、同じように検討が尽くされていないと思われる事業がほかにもあります。本件に限らず、類似した事業も含めて内容を精査し、議会に協議の上で事業が進められるべきと考えますので、これらの趣旨が盛り込まれたこの附帯決議（案）に賛成するものであります。

〔5番 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

1番、田境君。

〔1番 田境 毅君 登壇〕

○1番（田境 毅君） ただいまの附帯決議（案）に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

空き家の利活用事業につきましては、将来本町の高齢者人口の上昇など空き家に関わるところを見据え、様々な課題に対して積極的に推進すべきものと考えており、賛成するものであります。一方で、事業推進においては不確定要素が残ることは否めず、今後決定していく内容が含まれております。具体的な利用目的や使用期間、明渡し時の予定内容など引き続き手続における法令遵守を徹底いただき、住民目線により良い事業となるように磨き上げをする必要があると考えることから、今回の附帯決議に対して賛成するものであります。

〔1番 田境 毅君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

12番、水野君。

〔12番 水野千代子君 登壇〕

○12番（水野千代子君） 発議第1号 第14号議案 令和3年度幸田町一般会計予算に対する附帯決議（案）に対する、賛成の立場で討論させていただきます。

空き家利活用事業3,850万円に関してであります。もとより空き家の利活用につきましては大賛成であります。しかし、今回の空き家利活用事業は、具体的な利用目的、使用期間、明け渡すときの契約予定内容が示されておらず不透明であること、何より地元住民への説明と理解を求めることが不十分であったことを指摘するものであります。

国の空き家関連の補助金制度は種類も多く、その年ごとに新たな制度が登場することもあります。また、今回の古民家の活用事業の中にも、国の補助メニューもあるかと思えます。それを見逃さず活用することを願います。今後、類似した事業を含め十分に内容を精査し、事前に議会への協議をした上での執行をお願いして、賛成討論といたします。

す。

〔12番 水野千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

15番、丸山君。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） 発議第1号 第14号議案 令和3年度幸田町一般会計予算に対する附帯決議（案）に対して、賛成の立場から討論をしてみたいです。

空き家利用については、反対をするものではありません。しかし、荻地内の空き家を3,850万円かけ古民家再生に取り組み、集会所など地域での活用をしていくと進められるのに対し、空き家の選定、進め方、活用、住民への説明など大変不十分であり、やり方が強引過ぎるものであります。改修内容、賃貸料、空き家活用の意義、また所有者との契約内容など懸念されることが多く、問題であります。計画に時間をかけ、地域などの合意の上、国の補助なども活用しながら進めるべきであり、後々、所有者と問題が生じないよう法に正して実行されるよう求めます。

以上を述べ、賛成討論といたします。

〔15番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議第1号について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

発議第1号 第14号議案 令和3年度幸田町一般会計予算に対する附帯決議を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案どおり可決することに決しました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4

○議長（稲吉照夫君） 日程第4、第23号議案 幸田町長等の給料の特例に関する条例等の一部改正について、第24号議案 幸田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、第25号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、第26号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第9号）、第27号議案 令

和 2 年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第 3 号）、第 2 8 号議案 令和 2 年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 6 件を一括議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、第 2 3 号議案から第 2 5 号議案までの 3 件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 3 号議案 幸田町長等の給料の特例に関する条例等の一部改正についてであります。

議案関係資料は、1 ページから 6 ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律及び新型インフルエンザ等対策措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るための新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に関連して、5 つの条例の一部改正を一括で行うものであります。

まず、この一部改正条例、第 1 条第 1 号の幸田町長等の給料の特例に関する条例、第 1 条第 2 号の幸田町新型コロナウイルス感染症対策基金条例、第 1 条第 3 号の幸田町新型コロナウイルス感染症対策条例、そして第 3 条の幸田町国民健康保険条例の 4 つの条例につきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行によりまして、新型コロナウイルス感染症が定義されておりました新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 が削られたことから、改めて、新型コロナウイルス感染症が、病原体が令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症であることを具体的に定めるといった内容でございます。

そして、この一部改正条例、第 2 条につきましては、幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例におきまして、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたため、この条例の中において、新型コロナウイルス感染症が、病原体が令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症であるということを直接定義づけるといった内容でございます。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 4 号議案 幸田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、7 ページから 9 ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、押印を求める手続の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、幸田町固定資産評価審査委員会への審査申出の手続に係る審査申出書に関し、行政不服審査法施行令に定められている審査請求の手続に準じて、審査申出人が押印しなければならないこととしておりましたが、同施行令の改正により押印を要しないこととなりましたので、同様に、条例を改正するものであり、これに併せて審査申出書以外の調書等についても押印を要しないこととするものであります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日であります。

続きまして、議案書の5ページをお開きいただきたいと思っております。

第25号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、10ページ及び11ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、母子家庭等医療費の受給資格の制限の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、母子家庭等医療費の受給資格の制限に関する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法等の改正にかかわらず、従前の例で所得限度額を計算するものとするため、児童扶養手当法施行令から準用する規定を明示する改正を行うものであります。施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和3年3月1日から適用するものでございます。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をいたします。

今回提案をさせていただく補正予算につきましては、この1月28日に成立しました国の令和2年度第3次補正予算に計上された国の補助金の採択を受けて実施する事業を中心に計上させていただいたものでありまして、令和3年度当初予算に計上している事業も含まれております。どうぞよろしく願いいたします。

第26号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。議案関係資料は12ページから20ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算それぞれ5億7,515万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ236億4,958万4,000円とするものであります。

第2条 繰越明許費の補正及び第3条 地方債の補正につきましては、4ページを御覧いただきたいと思っております。

第2表 繰越明許費補正につきましては、表に記載のとおり、11事業におきまして年度内の事業完了ができないため、繰越明許費の追加をお願いするものであります。土木費の御殿橋修繕事業を除く残りの10事業は、全て国の第3次補正予算を受けて実施する事業であります。

15款総務費、多文化共生拠点整備事業につきましては、豊坂学区内におきましてJAあいち三河の空き店舗を改修し、多文化共生拠点として整備するものであります。2、

660万円を限度額として繰越しを行うものであります。

20款民生費、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金交付事業につきましては、災害による停電時の電力確保のため、高齢者施設が実施する非常用自家発電設備の整備に対し交付金を交付するものであります。127万8,000円を限度額として繰越しを行うものであります。

45款土木費、町道芦谷1号線道路改良事業（都市計画道路生平幸田線）につきましては、現在、都市計画事業として実施しております道路改良事業の推進を図るため、物件補償の調査業務を実施するものであります。1,000万円を限度額として繰越しを行うものであります。

町道高力菱池1号線舗装改良事業につきましては、損傷の著しい幹線道路の舗装改良工事を実施するものであります。5,000万円を限度額として繰越しを行うものであります。

維新橋架け替え事業（町道新田弓場1号線）につきましては、現在、愛知県が事業主体となって実施しております一級河川広田川改修に伴う維新橋の架け替えに係る調査業務に対する負担金、及び架け替えに伴う前後の取付道路町道新田弓場1号線の改良工事の実施に必要となります土地の鑑定評価、用地の購入等を実施するものであります。2,150万円を限度額として繰越しを行うものであります。

道路附属物点検事業につきましては、毎年実施しております道路照明灯の点検業務であります。600万円を限度として繰越しを行うものであります。

御殿橋修繕事業につきましては、今年度実施し完了する予定であったものでありますが、工事の着手に先立ち、河川管理者である愛知県に工事の実施に必要な足場を設置するための河川占用の申請をした際に、橋本体の占用申請がなされていなかったことが判明をいたしました。このため橋本体の占用許可を得ることが必要となり、その手続きに期間を要し、年度内の完了ができなくなってしまったことによるものであります。1,780万円を限度額として繰越しを行うものであります。

55款教育費、小学校空調設備設置事業につきましては、令和元年度に実施しました普通教室への空調設備の設置に続きまして、今回は6小学校の特別教室への空調設備の設置を実施するものであります。工事費と工事に伴う監理業務委託料を合わせまして1億6,040万円を限度額として繰越しを行うものであります。

小学校教育活動継続支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として必要な衛生用品等の購入や、その他学校教育活動を円滑に継続するために必要な取組を行うものであります。6小学校分総額で820万円を限度額として繰越しを行うものであります。

中学校空調設備設置事業につきましては、小学校の空調設備設置事業と同様に、3中学校の特別教室への空調設備の設置を実施するものであります。工事費と工事に伴う監理業務委託料を合わせまして、1億5,330万円を限度額として繰越しを行うものであります。

中学校教育活動継続支援事業につきましては、小学校の教育活動継続支援事業と同様の事業でありまして、3中学校分総額で430万円を限度額として繰越しを行うものであります。

あります。

続きまして、第3表 地方債補正につきましては、表に記載のとおり、5つの事業におきまして事業実施に必要な財源を確保するため、起債の追加又は起債限度額の変更をお願いするものであります。いずれも国の第3次補正予算を受けて実施する事業であります。

県営防災ダム事業につきましては、愛知県が事業主体となって行われます5つの農業用ため池の耐震化対策工事に対し、負担金を支払うものであります。1,260万円を限度額とする起債を追加するものであります。

県営たん水防除事業につきましては、こちらも愛知県が事業主体となって行われるものでありまして、3か所の排水機場の建替工事等に対し負担金を支払うものであります。当初予算において6,400万円としておりました起債の限度額を2,740万円追加し、9,140万円に変更するものであります。

道路改築事業につきましては、繰越明許費の補正において説明をさせていただきました町道芦谷1号線、高力菱池1号線及び維新橋の取付道路であります新田弓場1号線の道路改良工事等を行うものであります。9,280万円を限度額とする起債を追加するものであります。

小学校空調設備設置事業とその次の中学校空調設備設置事業につきましては、これにつきましても繰越明許費の補正で説明をさせていただきました特別教室への空調設備を設置するものであります。小学校におきましては1億440万円、中学校におきましては1億110万円を限度額とする起債の追加をお願いするものであります。

それでは、歳入歳出予算の補正の説明をさせていただきます。

まずは歳入につきましては、補正予算説明書8ページを御覧いただきたいと思います。

55款国庫支出金につきましては、全て国の第3次補正予算に計上され、交付を受けるものであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、1次分、2次分に続きまして、今回3次分として8,991万6,000円が交付されることになり、追加するものであります。これにより今年度の交付金の総額は2億8,801万7,000円となります。

地方創生拠点整備交付金につきましては、JAあいち三河の空き店舗の多文化共生拠点整備に対し交付されることとなりましたので、1,323万円を新規計上するものであります。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、高齢者施設が実施する非常用自家発電設備の整備に対する交付金であります。85万2,000円を新規計上するものであります。

社会資本整備総合交付金につきましては、先ほどより説明をさせていただいております町道芦谷1号線ほか、道路改良事業等に対する交付金であります。1億1,345万円を追加するものであります。

学校保健特別対策事業費補助金につきましては、こちらも2次分に続きまして、今回は学校教育活動継続支援事業として580万円が交付されることとなりましたので、追

加するものであります。

学校施設環境改善交付金につきましては、特別教室への空調設備の設置に対する交付金として、小学校分としては3,682万2,000円、中学校分としては3,357万6,000円が交付されることとなりましたので、それぞれ追加するものでありますが、中学校分につきましては、当初予算に計上しておりました3中学校の武道場の吊天井改修工事に対する交付金1,600万円を減額するため、補正額としては、差額分の1,757万6,000円となっております。なお、武道場吊天井改修工事の1,600万円を減額する理由は、予定どおり、今年度を実施し事業完了しておりますが、予算としては令和元年度の国の補正予算を受けて実施しましたので、二重計上となっております令和2年度当初予算分を減額するものでございます。

次に、60款県支出金につきましては、今年度、基幹的避難所及び地区避難所における感染症予防対策として実施しました、マスクや資機材等の配備に対し、南海トラフ地震等対策事業費補助金118万8,000円が交付されることとなりましたので、新規計上するものであります。

次に、75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金4,197万5,000円を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

次に、90款町債につきましては、地方債補正において説明しましたとおり、5つの事業におきまして、事業実施に必要な財源を確保するため町債の追加又は変更をし、総額で3億3,830万円を補正するものであります。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

10ページを御覧いただきたいと思えます。

15款総務費につきましては、歳入において、県支出金として新規計上しました、南海トラフ地震等対策事業費補助金118万8,000円を特定財源として充当することに伴いまして、職員福利厚生事業と安全対策一般事業におきまして、財源更正を行うものであります。また、財政管理事業におきましては、今年度のふるさと納税におきまして、使い道を新型コロナウイルス感染症対策としていただきました寄附金のうち、今年度のコロナ対策事業に充当するものを除く、残りの1億1,893万3,000円を、次年度以降の新型コロナウイルス感染症対策に備えるため、基金に積み立てるものであります。国際化推進事業におきましては、JAあいち三河の空き店舗を改修し多文化共生拠点として整備を行うため、実施設計業務委託料110万円、賃借料50万円、工事請負費2,500万円をそれぞれ新規計上するものであります。

20款民生費につきましては、介護保険事業におきまして高齢者施設が実施する非常用自家発電設備の整備に対する交付金として、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金127万8,000円を新規計上するものであります。

35款農林水産業費につきましては、県営土地改良事業におきましては、県営防災ダム事業負担金として、愛知県が事業主体となって行われます、農業用ため池の耐震化対策工事に対する負担金1,248万6,000円を追加し、また、県営たん水防除事業負担金として、排水機場の建替工事等に対する負担金2,628万円を追加するものであります。

40款商工費につきましては、商工業振興事業におきまして、歳入において国庫支出金として追加しました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,991万6,000円を特定財源として充当することに伴いまして、財源更正を行うものであります。

45款土木費、15項道路橋梁費につきましては、道路新設改良事業におきまして、町道芦谷1号線道路改良工事の推進を図るため、物件補償調査業務委託料1,000万円を追加するものであります。また、町道高力菱池1号線の舗装改良工事費4,000万円を追加するものであります。

12ページを御覧いただきたいと思います。

町道芦谷1号線道路改良工事の用地購入費3,100万円及び物件移転等補償費1億1,080万円につきましては、今年度、土地取得特別会計において先行取得した土地で、次年度に買い戻す予定をしていたものであります。今回、前倒して実施するため、それぞれ追加するものでございます。

橋梁整備事業におきましては、維新橋の架け替えに伴います前後の取付道路（町道新田弓場1号線）の改良工事の実施に当たりまして、土地の鑑定業務等委託料150万円と用地購入費1,500万円をそれぞれ追加するものであります。また、愛知県が実施する維新橋本体の架け替えに係る地質調査業務に対する負担金500万円を追加するものであります。

交通安全施設整備事業につきましては、道路照明灯の点検業務の推進を図るため、委託料として600万円を追加するものであります。

急傾斜地防災事業におきましては、愛知県が実施する、深溝舟山地区の急傾斜地の崩壊防止対策事業に対する負担金として184万3,000円を追加するものであります。

25項都市計画費につきましては、幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰出事業におきまして、後ほど説明をいたします特別会計の予算の減額補正に伴いまして、1,245万1,000円を減額するものであります。

55款教育費、15項小学校費につきましては、小学校管理一般事業におきまして、コロナ禍において、学校教育活動を円滑に継続するために必要な支援を行うものとして、需用費152万円、校外授業のためのバス借上料60万円、備品購入費608万円をそれぞれ追加するものであります。また、GIGAスクールPC購入費につきましては、安価に購入することができたため、6,500万円を減額するものであります。小学校空調設備設置工事監理委託料340万円及び工事費1億5,700万円につきましては、特別教室への空調設備設置のため、それぞれ新規計上するものであります。

14ページを御覧いただきたいと思います。

20項中学校費につきましては、小学校費と同様に、追加又は減額の補正をするものであります。中学校管理一般事業におきまして、学校教育活動継続支援事業として、需用費80万円、バス借上料30万円、備品購入費320万円を追加、GIGAスクールPC購入費2,300万円を減額、中学校空調設備設置工事監理委託料330万円及び工事費1億5,000万円を新規計上するものであります。また、武道場吊天井改修工事につきましては、財源であります国庫支出金の減額と同様の理由によりまして、二重

計上となっております当初予算分を減額するものであります。

以上が、令和2年度幸田町一般会計補正予算（第9号）の概要でございます。

続きまして、第27号議案 令和2年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書の17ページをお開きいただきたいと思っております。また、議案関係資料は12ページ及び21ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

第1条 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ1億4,513万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,346万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の補正の説明をさせていただきます。

まずは、歳入につきまして、補正予算説明書の24ページを御覧いただきたいと思っております。

10款の財産収入につきましては、今年度、先行取得した土地が一般会計において買戻しされることによりまして、土地売却収入1億4,513万2,000円を追加するものでございます。

次に、歳出につきましては、26ページを御覧いただきたいと思っております。

15款諸支出金につきましては、歳入において追加しました土地売却収入を土地開発基金に繰出しするため、土地開発基金繰出金1億4,513万2,000円を追加するものであります。

以上が、令和2年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

続きまして、第28号議案 令和2年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の29ページをお開きいただきたいと思っております。また、議案関係資料は12ページ及び22ページから23ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ3,714万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,918万7,000円とするものであります。

第2条 繰越明許費につきましては、32ページを御覧いただきたいと思っております。

第2表 繰越明許費に記載のとおり、幸田駅前公園整備事業につきまして、国の第3次補正予算を受けて実施するものでありまして、年度内の事業完了ができないため、2,500万円を限度額として、繰越明許をお願いするものであります。

それでは、歳入歳出予算の補正の説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、補正予算説明書の36ページを御覧いただきたいと思っております。

20款国庫支出金につきましては、令和元年度の国の補正予算が交付されたことによる二重計上となっておりました令和2年度当初予算分の減額、また、令和2年度第3次補正予算の追加などによる増減により、差引き、3,055万9,000円を減額するものであります。

25款県支出金につきましては、対象事業の確定により県管理道路負担金586万4,000円を追加するものでございます。

35款の繰入金につきましては、一般会計繰入金1,245万1,000円を減額し、収支全体を調整するものであります。

次に、歳出につきまして、38ページからを御覧いただきたいと思います。

10款の土地区画整理費、10項土地区画整理総務費につきましては、総務管理一般事業におきまして、土地区画整理審議会の委員報酬14万6,000円を減額するものであります。

20項土地区画整理事業費につきましては、土地区画整理事業におきまして、国庫支出金の減額、その他、事業完了による予算の精査によりまして、土地区画整理事業委託料50万円、工事請負費3,500万円、建設的負担金150万円を、それぞれ減額するものであります。

以上が、令和2年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

以上で、令和3年第1回の幸田町議会定例会に本日追加で提案いたしました単行議案の3件、そして補正予算3件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。慎重に御審議の上、全議案とも御可決賜りますよう、よろしく申し上げます。

以上です。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

まず、初めに、第23号議案の質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第23号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第24号議案の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今回の第24号議案は、押印を求める手続の見直しに伴い行われるものでございます。さきの第5号議案は、このときも押印を求める手続の見直しでございます。それぞれの条例でございますので、議案番号も違うのかなというふうに思うわけですが、5号のときは印鑑登録証の受領書の押印を必要としないというもので、今回の24号は固定資産評価審査委員の審査申出書の押印を必要としないということでございます。このように議案が後になったというのはどういう経過があるのかなということと、あと、町内には、まだこのほかにも押印を廃止するなどのための条例の一部改正が必要なものがどれぐらいあるのかということをお聞かせを願いたいというふ

うに思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） この議会 3 月定例会最終日におきまして、本条例の改正について御提案を駆け込みで提案をさせていただいた経緯でございますけれども、幸田町固定資産評価審査委員会条例の審査申出の関係につきましては、その条例の中で行政不服審査法施行令に準じて行うというふうな定めがされております。その前提におきまして、行政不服審査法施行令の一部改正が令和 3 年 2 月 1 5 日に施行をされたことに伴いまして、それを準じている部分を速やかに改正するというので、4 月以降の審査申出に対応するというので今回遅滞なくということで、最終日におきまして提案をさせていただきました。

それから、あとどのぐらい印鑑廃止の対象があるのかということでございますが、まず現時点で国の法令等に基づいて改正しなければならない状況にある条例において、改正の手続に入っていない条例というのはございません。

○議長（稲吉照夫君） 1 2 番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。それでは、本当にこのことは全国的にも押印の廃止というのは流れになっておりますが、やはり町民に対しても、特に前のほうの 5 号もそうです、今回の 2 4 号もその委員に対しての周知をしっかりとっていただきたいというふうに思いますし、また最終的には住民サービスの向上に向けてよろしく願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員に御提言いただきましたことを肝に銘じて対応してまいります。

○議長（稲吉照夫君） 1 2 番、水野君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、第 2 4 号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第 2 5 号議案の質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第 2 5 号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、1 0 分間の休憩といたします。

休憩 午前 1 0 時 4 6 分

再開 午前 1 0 時 5 6 分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第 2 6 号議案の質疑を許します。

9 番、足立君。

○9 番（足立初雄君） 補正予算書の 4 ページ、繰越明許費の中から、歳出のほうも関係あるかと思いますが、質問をさせていただきます。

まず、土木費の町道高力菱池 1 号線の舗装改良事業というふうなうたっておりますが、

町道のこの舗装改良の場所はどこになるのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 町道高力菱池1号線の舗装改良事業であります。菅田の交差点、県道の岡崎幸田線との交差点部であります。そこから北へ向かって施工する予定であります。特にあの交差点の町道側に新年度で右折帯をつけるという工事を行う予定がありまして、そこからスタートして北へ進めていく予定であります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） この繰越しされるのは物件補償調査業務委託料と工事請負費、委託料が1,000万で工事請負費が4,000万かなというふうに思うわけですが、そのほかに用地購入費は3,100万ですか、それから物件移転補償費が1億1,080万計上がありますけれども、これは高力菱池1号線とは関係ないところのものなのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 工事請負費が、この繰越明許でいきますと5,000万円、内訳は補正予算で4,000万円と既決予算が1,000万円を合わせて5,000万円の繰越しをお願いしております。そのほかの項目、補償物件調査委託料1,000万円等につきましては、町道の芦谷1号線、これに係るものであります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） そうしますと、芦谷1号線というところで、買戻しというふうに書いてありますが、これは先ほどの町長の説明だと土地購入費というふうに私は聞いたんですけど、これはどういう、1億1,000万というかなりの金額になると思いますが、これについて少し詳しく説明をいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 本件につきましては、令和2年度、今年度行いました物件補償と用地購入、これを土地取得特別会計で行いました。これにつきましては、前回の第8号の補正予算で210万円の土地の買戻しの補正をお願いしたわけですが、その残りであります。詳しくいきますと、土地の物件補償が総額で1億1,318万186円でありました。用地費は3,450万338円でありました。このうち、先ほど申し上げました8号の補正予算で210万円、この土地の分を買い戻しましたので、残った部分につきましては、用地購入費3,100万円の補正、それから予算残で95万4,000円、物件補償費につきましては、予算残が242万1,000円ありましたので、補正のほうは1億1,080万円お願いしております。この8号と9号を全て使いまして、この令和2年度に行いましたこの案件、土地取得特別会計で対応した令和2年度分、これの精算が全て終わります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、維新橋架け替えの関係でございます。これについては鑑定委託料、この鑑定業務というのは、それから用地購入費、土地調査業務負担金という中で、これは全部繰越しということになるわけですね。これは全然今年度はできなかったということなので

しょうか。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 本件につきまして、この維新橋であります。広田川の河道改修により架け替えの必要がございます。併せて、現況幅員4メートルのものを町として5メートルに拡幅を県のほうへ施工をお願いしております。その関係で、本年度は設計並びに境界の立会い、ここまでをやっておりまして、今回繰越しをお願いする予算におきまして、用地買収の鑑定だとか用地購入、それから維新橋の詳細設計に必要な地質調査業務の負担金、町として払う分を負担金として対応したいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 順番に進めていただけるということで安心をいたしております。

次に、御殿橋の件であります。これは県への占用許可がなされていなかったことが判明したということでありました。この御殿橋というのは、いつ頃できたかは分かりませんが、大体県のほうは5年ごとに多分占用の許可の更新の書類が来ているんじゃないかなと思いますが、その5年ごとのそういう占用がしっかりとされているかどうかというチェックとか、そういうことはされていないのでしょうか。何でこれがずっと今まで漏れてしまっていたのか、何か理由があるのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） この御殿橋は、橋梁台帳によりますと、1954年、昭和29年に造られたものであります。今回の改修に当たっての県とのやりとりの中で、改めて幸田町が管理しております町内の橋につきまして調べましたところ、実は御殿橋を含めて31橋が占用の手続がなされていませんでした。実は、あまりにも古くて当時完成した段階でなぜ占用手続が終わっていなかったか、この理由は実は分かっていません。これを受けまして、この御殿橋につきましては12月9日に申請を行い、既に3月9日で許可を頂きました。残る30橋であります。これにつきましては非常に事務手続が煩雑でありまして、令和3年の年度末までには全ての手続を終えたいということで県とは協議をしております。最初の段階で、県は31橋一括で手続がされないと、御殿橋の占用の手続を進めることに難色があったわけですが、事業の関係があって御殿橋のみ先行をさせていただきました。残る30橋につきましても至急書類を整えて、手続を進めてまいります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 古いことで多分なあなあでやっちゃったんだなというような想像がありますが、その後、書類がないとなかなかチェックもできなかったというふうに推察をするところであります。今回見つかった町の占用許可がされていない、これは町だけじゃなくて県も管理不足だったということも思います。何とか、しかし、やらなければいけないのは町の責任でありますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

それから、少し小耳に挟んだわけではありますが、御殿橋については、あまり通行される人がいないのではないかとということも聞いているわけではありますが、今回改修するに至った経緯、必要性について若干説明をお願いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 御殿橋につきましては、橋梁の点検業務、これを5年で町内の橋を一通り回れるようにやっているわけですが、この中で平成28年度の診断結果で健全度が3、早期措置が必要でありますよと、構造物の機能に支障が生じる可能性があります。町としましては、ほかの橋、例えば昨年度まで堀留橋とかほかの橋をやっている、これでようやく最後となります御殿橋、この点検で問題があるとされた御殿橋に取りかかったわけですが、議員が御指摘のとおり、この橋の川を渡った西側に民家が数軒あるわけですが、そこの方が主に使う。なぜかといいますと、少し上流に新御殿橋、町道を改良したときに大きな立派な橋を造ったものですから、通過車両はそちらを通るということで確かに使っている方は少のうございます。ただ、この橋を、例えば改修をせずに落とそうと、撤去しようとする、現場がすごく深い堀張りの河川であります。堤防の改修から幸田町が行わなければなりません。なかなか費用的にも高額となってまいります。また、少ないとはいえ今使ってみえる方がお見えでありました。ですので、我々としては、この橋につきましても構造物の補強、それから塗装のやり直し、それからひび割れの補修等、必要と思われる維持管理上の手当を行っていきたくて、今回の計画をしたものであります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 4ページの地方債に絡めて、ちょっとお尋ねをいたします。

小中学校の空調設備にそれぞれ1億円の限度額で地方債の補正が行われております。この関係でいきますと、空調設備のまず耐用年数とそれから予定をされている起債の償還年数、これをお答えをいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 空調設備につきます耐用年数というのは、一応税制上の償却年数といたしまして、業務用のエアコンでいきますと6年ということでございます。通常は、それを思って耐用年数と捉えるわけでございますが、現実問題として、このエアコンの保守点検業務を契約してまいります。その保守作業の上限が15年ということでメーカーにも確認しておりますが、その保守部品は15年までであるということで、現実問題としては、運用上は15年が耐用年数というような形で所管としては考えております。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今回、補正予算におきまして起債のほうをお願いさせていただいているところでございます。こちらにつきましては、今回3億3,830万円ということでございまして、いずれの起債におきましても財政融資資金のほうからの借入れということで、1年据置きで10年償還で行っていく予定であるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 財政融資資金の借入れで10年だというお話であります。教育部長、実際には15年は大丈夫だというような説明をされたわけですが、法定耐用年数が6年とされているものに対して、10年かけてまた支払っていく形になるわけであり

ます。これは結果とすれば同じことになるのかもしれませんが、財政調整基金の取崩しですとか、そういう対応ができなかったのかなという気もするわけであります。本町の場合、融資に対する利子ですとか、そういうものについては交付税の経費算入されるとか、そういう点でのメリットはほとんどないと思いますので、もし後年度負担を少なくしていくという観点からいくと、起債はできるだけ抑えるほうが財政運営としてはいいんじゃないかなという気がいたしますので、そのようなお考えはなかったかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） こういった事業に関します財源を今いかにして確保していくかということにつきましては、今、議員が申されましたように、極力そういった経費などを将来的には全体的に見て少なくしていく方策、こういったものも確かに十分必要なことであるというふうに、議論をする中でいろいろな方法があるかというふうにも思います。単年度の基金からの投入で賄うとか、そういった方向ももちろんございますけれども、今回はひとまず町債のほうから賄わせていただきまして、少しでも基金のほうの負担を若干でも抑えていくというふうな形で、単年度の費用を平準化させていく方向で今回は考えさせていただいたというものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 小中学校の教育活動支援についてお伺いをいたします。

今回、繰越明許で次年度に送られるわけでございますけれども、この活動はバスの需用費あるいはバスの借上料等がございますけれども、これは何を目的として次年度に送られるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） これにつきましては、国の補正に伴いまして、こういった教育活動支援で補助金が頂けるということでございまして、このタイミングですと今年度はこれを使い切るということは到底不可能な金額でございます。国といたしましても、実際問題としては次年度で使うことを想定した補正を組んでおりますので、そういったことから引き続きコロナ対策が必要と考えられますので、そういったアルコール等のエタノールの購入で需用費、それからバスについては通常社会教育活動、社会見学等で町バスを出すわけでございますが、3密の回避というような形での民間のバスの借上げを行うとか、そういったことで次年度使う通常予算として考えている次第でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） これは国の第3次補正を受けて行うということなんですけれども、こうしたもらえるものは何でももらって次の年度で使おうという、そういうことで計画的ではないということなんでしょうか。例えばバスの借上料一つにとってもそうなんですけれども、やはり教育活動を行う上においては、新年度でそうした方針に基づいて実際の活動を行うわけでありまして、こうした見込み計上というのはどうなのかということなんですけれども、その辺はどうした計画を立てておられるのかお尋ねしたいと思いま

す。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） コロナ対策につきましては、今年度に引き続き来年度についても、当初予算の上で学校対応の予算ということで十分に配慮をしたつもりでございます。そうした中で、このタイミングで国からの補正ということで、来年度の要するに一般財源を賄うような形での補助を頂けるという考えで、今回は補正で計上をさせていただいているわけでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 分かりました。こうしたバスの借上料等にいたしましては、十分計画が遂行できるように対応していただきたいなというふうに思います。

それから、小中学校の特別教室の空調設備でございます。これにつきましては、前々から今年度で空調設備をするというような予定ではなかったかなというふうに思うんですけども、こうしたことが年度末になってから出てきたというのは、その理由についてお聞かせいただきたいということと、それから小学校、中学校の合わせた教室数についてお伺いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 来年度のコロナ対策については、議員がおっしゃるとおり、計画的に取り組んでまいりたいと思います。

それから、エアコンでございますが、補助金を頂きながらやっていきたいという教育委員会の方針がございまして、当初から特別教室の補助要望はしていたわけですが、なかなか採択の見込みが取れなかったというところで、ここの年度末に来てやっと補助が頂けるという情報が入りまして、補正対応にてお願いをします。実際の業務自体は翌年度になるわけでございますが、そういったことで早く補助が頂ければ早くに着手をしたかったという思いはございます。

教室数でございますが、特別教室といたしまして、小学校で31教室、中学校で28教室、合計で59室を予定しております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 確かに国の補助を受けてやりたいという思いは分かるわけですが、だんだんとこのようにやっていけば次年度送りというふうになってくるわけでございます。そうした点におきまして、今度はさらに先ほども伊澤議員からありましたように、起債対応というようなことにもつながってくるかというふうに思います。そうした点で、次は、今度は特別教室が済んだら次は体育館の空調化、こういうこともやはり計画していかなければならないというのが遅れてくるなというふうに思った次第でございます。やはり、次年度は、今度は災害対応といたしましても、また新型コロナ対策の災害対応といたしましても、体育館の空調設備、これもきちんと計画を立てて早急にやっていくべきことではなかろうかなというふうに思います。その点で、計画は確実に行っていただく方向でお願いしたいなというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員がおっしゃるとおり、計画的に施行することが大切かと考

えております。しかしながら、町といたしましても全て自前でやるということもなかなか大変でございます。起債を借りるなり、基金を取り崩すなりということで方法はあろうかと思いますが、その負担を少しでも少なくするように国から補助を頂きたいというところが本心でございます。そういった意味から、しっかりと国に対して要望をする中で補助がもらえるようにしていきたいと考えております。したがって、来年度につきましては、まずは特別教室をしっかりと空調整備をさせていただき、その後においてまた体育館、武道場等、そういったものについて当然要望があるわけでございますので、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 多文化共生拠点の整備事業等についてお伺いをいたします。

補正は2,660万でございます。これで国のほうの3次の補正で地方創生拠点整備交付金が1,323万円を頂いて、この事業が進められていくわけでございます。半額の交付金が決定されたことについては、行政の努力かなというふうに思うわけでございます。この事業につきましては特別委員会等で質問をいたしました。K I Aがやられる国際交流の継続的な事務所等を備えたスペース等を整備するというところでございます。生活する上で不安を解消するための各種相談を受けるということでございますが、町内には多国籍の方が多分たくさんいらっしゃるというふうに思います。多くの国の方々がいらっしゃいますので、本当にこの方たちがこの施設を有意義に使っていただけることをお願いをしたいということと、もう一つは、2階に教育相談がございます。これも特別委員会で質問をいたしました。要するに、にぎやかなところと2階は教育相談でございますので、やはり深刻な相談もあるかというふうに思いますので、この施設を両方がお互いが共有できて本当に使い勝手が良かったなといえるような、そういう施設にさせていただきたいというふうに思うわけでございますが、何かその点について行政のほうで注意していくことだとか、守るべきことだとか、そういうことがございましたらお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今回、私どもが国に対しまして申請をさせていただきました地方創生拠点整備交付金、こちらのほうが国のほうで事業を認めていただきまして、補助金をつけていただいたということでございました。こちらにつきましても、やはりこういった多文化共生ということでございますので、現在、町内にたくさんの外国籍の方がお住まいになっているということもございます。そういった方々が地元の方々と接点を持ちながら、同じ幸田にお住まいになられる方として地元と一体となってお過ごしいただけるようなこと。そして、また子どもさん方がこの場所で、プレスクールなどで小学校などに入るときにしっかりとこういった事前の学習などを受けて、しっかりと学校の場で学んでいただくような環境づくりをしていくこと。そして、その上で、そういった方々だけではないですけども、教育相談ということも想定しておりますので、教育部局ともしっかりとこれは調整を図って、こちらの建物についてはきちんとした利用、そ

して、また地元のこういったところでの御理解もいただけないと、やはり地元にも開かれた施設でもないといけないというふうに思っておりますので、そういった部分ではしっかりとこちらの考えを地元の方々を始めとしてお伝えしながら共有をして、きちんとした用途で利用が図られるように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ぜひともそのように施設を利活用していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。それと、あそこの出入口は歩道も狭いわけでございますので、その辺の子どもの安全、また地元住民の安全もしっかりと考えていただきたいというふうをお願いをしたいというふうに思います。

次に、もう一点、介護保険事業がその下にございます。これは地域介護福祉空間整備等施設整備交付金ということで、これは非常用の自家発電等の整備をするということでございます。これも第3次の補正予算のほうで国の補助が半分、85万2,000円ついております。これは非常用の自家発電ということでございますが、これはどこの施設に今回は補正をされるのでしょうか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから御指摘をいただきました、施設の出入りの部分ですね。こういった部分につきましても、道路の管理部局と調整のほうをさせていただきながら、スムーズに利用ができるような部分で安全面も配慮していきたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） こちらの自家発電でございます。こちらのほうは社会福祉法人和敬会まどかの郷でございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。施設は和敬会ということでございます。

こういう交付金事業というのは、例えば施設から町に申請があり、また町から県、国に上がっていく申請なのか。それとも、施設から直接上げられるものなのか、その辺だけ1点お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） こちらのほうの補助事業であります。事業者の方々が常日頃から補助金の情報収集をしておられまして、今回の申請となったものであります。前々から設備更新をしたいという意向があったものであります。それから、申請につきましては、こちらは町のほうから申請を行うというものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第27号議案の質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(稲吉照夫君) 以上で、第27号議案の質疑を打ち切ります。
次に、第28号議案の質疑を許します。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(稲吉照夫君) 以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。
これをもって、質疑を終結いたします。
ここで、委員会付託の省略について、お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。
よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。
これより、上程議案6件について、討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(稲吉照夫君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(稲吉照夫君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
まず、第23号議案 幸田町長等の給料の特例に関する条例等の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長(稲吉照夫君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、第23号議案は、原案どおり可決することに決しました。
次に、第24号議案 幸田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長(稲吉照夫君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、第24号議案は、原案どおり可決することに決しました。
次に、第25号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正につい

てを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第25号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第26号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第9号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第26号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第27号議案 令和2年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第27号議案は、原案どおり可決することに決しました。

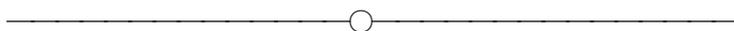
次に、第28号議案 令和2年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第28号議案は、原案どおり可決することに決しました。



日程第5

○議長（稲吉照夫君） 日程第5、閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件を議題といたします。

会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、各委員長から所管する事項について、閉会中も審査及び調査について、終了するまで継続し、これを行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長申出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたい

と思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和3年2月25日招集された第1回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時36分

○議長(稲吉照夫君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 令和3年第1回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る2月25日から本日まで26日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議いただき、本日追加提案させていただきました議案も含め、私どもが提案いたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際に頂きました御意見、御提言、とりわけ第14号議案におきます附帯決議等を重く受け止め、今後の町政の推進に活かしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、6名の議員の方々から頂きました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和3年度の当初予算につきましては、新型コロナウイルス感染症等により町税は大きく減額を見込んでおりますが、新型コロナウイルス予防接種事業など、町民の皆様のお安全安心を確保する「命と暮らしを守る。自分らしさを取り戻す地域共生社会」を目指した予算編成をいたしましたものであります。

新たな生活様式に対応した行政運営に努め、また厳しい財政状況の中ではありますが、持続可能な財政運営を行い、「支え合いながら、まちが喜ぶ、新しい日常が始まる年」として、積極的な事業展開をしてまいりたいと思っております。

ここで、御報告を申し上げます。

1点目についてでございます。新型コロナウイルス感染症への対応でございます。

全国的には、首都圏4都県に発令中の緊急事態宣言が昨日21日に解除されたものでございます。

また、愛知県におきましても、同日、医療現場の負荷が軽減されてきましたことから、県独自の厳重警戒宣言が解除されております。

本町におきましては、これまで121人の感染が確認されておりますが、3月に入っ

てからの発生者数は1人となっております、数字的には感染が落ち着いてきております。しかしながら、これから暖かな春を迎えるに当たりまして、外出する機会が増えることが予想されます。これまでの感染者の発生状況を見ても、再び感染者の増加がないとは言い切れません。

本町としましては、引き続き感染予防対策を徹底するとともに、ワクチン接種の体制を整えてまいります。特にワクチン接種につきましては、町民の皆様が安全に安心して接種いただけるよう、副作用の情報提供等を行ってまいります。

なお、議員の皆様方へは、本日の議会終了後、本町におけるワクチン接種体制について、ワクチン接種に係る日程変更を含め御説明をさせていただき予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目でございます。人事異動についてでございます。

今年度末に8名の職員が退職する予定でございます、これまでそれぞれの立場で御尽力いただきましたことに、改めて感謝を表したいと思います。

この退職者の内訳であります、部長級3名、次長級が1名であります。そのほか保育園園長が1名、そして保育士2名、消防士1名でございます。

まずは、長きにわたり勤務をいただいた、企画部長の藪田芳秀君、上下水道部長の太田義裕君、消防長の都築幹浩君、上下水道部次長の吉本亮一君であります、幸田町行政の発展のために、行政実務の要として力を発揮していただきました。

また、部長級であります企業誘致担当参事として、愛知県企業庁から派遣されておりました夏目隆志君につきましても2年間の派遣期間が終了し、愛知県へ戻ることでございまして、私といたしましても、心からその功績に謝意を表したいと存じます。

さて、藪田企画部長でございます。昭和58年に本町の職員として採用され、38年の長きにわたり勤務をされました。平成25年には健康福祉部健康課長兼保健センター所長、平成28年には健康福祉部次長兼健康課長兼保健センター所長、平成29年には健康福祉部長、令和2年には企画部長となりまして、幸田町のまちづくりの根幹を支えていただきました。

特に、都市交通マスタープランの推進、須美工業団地の開発推進及びふるさと納税の推進と幸田町のまちづくり全般にわたるハード及びソフト事業等に力を発揮していただき、幸田町の発展に尽力をしていただきました。

太田上下水道部長でございます。昭和58年に本町の職員として採用されまして、38年の長きにわたり勤務をされました。平成29年には建設部都市計画課長、平成31年には環境経済部次長兼水道課長、令和2年には上下水道部長となり、新水道ビジョンに合わせた長期にわたる経営戦略の策定等に尽力をしていただきました。

都築消防長でございます。昭和59年に本町の職員として採用され、37年の長きにわたり勤務されました。平成25年には総務部総務課長、平成28年には総務部次長兼総務課長、平成29年には住民こども部長、平成31年には消防本部消防長となり、防災対策、消防行政の推進等に尽力をしていただきました。

吉本上下水道部次長兼下水道課長であります。昭和59年に本町の職員として採用さ

れ、37年の長きにわたり勤務をされました。平成28年には環境経済部水道課長、平成31年には建設部下水道課長、令和2年には上下水道部次長兼下水道課長となり、将来にわたり安定的な事業継続のための経営戦略の基本計画策定や農業集落排水事業の法適化に向け、尽力をしていただきました。

また、夏目企業誘致担当参事であります。愛知県企業庁から2年間、須美前山地区の企業誘致を始めとする企業誘致に関する事業につきまして力を尽くしていただきました。2年間という任期を終えられまして、愛知県へ戻ることになるわけでございます。

惜別の念は残るわけではあります。改めてこれまでの長きにわたる努力に謝意を表するとともに、健康に留意をされまして、これからも現役職員に対する指導、助言と合わせまして、引き続き町政を見守ってほしいと願っているところでございます。

次に、新年度の令和3年4月1日付の人事異動でございます。例年ですと議会の閉会日に内示をさせていただいておりますが、明後日、3月24日に提示をさせていただきたいと思っております。

人事異動に当たっての基本的な考え方でございます。第6次総合計画の将来像として掲げられた「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向けまして、本町を取り巻く社会情勢、財政状況を踏まえ、当初予算編成にて掲げております次の8項目を重点事業として推し進めるべく、人事異動を行うものでございます。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症拡大予防とその影響による地域経済回復のため、ウィズコロナ、アフターコロナ対策により新たな日常の実現を図ってまいります。

2つ目でございます。頻発化・激甚化する災害へ対応できるよう、防災・減災、強靱なまちづくりを目指してまいります。

3つ目でございます。新たな公共交通の形成を始めとする次世代型行政サービスの推進を図ってまいります。

4つ目でございます。愛知県企業庁による企業誘致や企業留置の推進を図り、働ける場所の確保をしてまいりたいと思っております。

5つ目でございます。三ヶ根駅周辺開発を始めとする駅を中心としたまちづくりを進め、住み続けられるまちづくりを目指してまいります。

6つ目でございます。全ての町民に健康な生活を確保するとともに、福祉の推進を図るため、本町の北部地区への介護老人保健施設、障がい者施設構想の構築を始めとする福祉、医療の連携を進めてまいりたいと思っております。

7つ目でございます。東三河地区との連携構想の構築を始めとした、人と地域をつなぐ交流を進めてまいりたいと思っております。

8つ目でございます。クラウドファンディングや企業版ふるさと納税の活用などによりまして、ふるさと納税制度の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、8つの重点事業を推進するための組織人事体制に必要な人事異動を考えてまいりました。

また、男女共同参画を促すべく、女性の管理職登用を積極的に行ってまいりたいと思っております。

さらには、幸田町の将来の発展を見据えまして、新たに愛知県市町村振興協会、愛知

県経済産業局産業部産業振興課の職員派遣を行うとともに、引き続きまして経済産業省、全国市町村国際文化研修所、後期高齢者医療広域連合、愛知県企業庁、愛知県防災局消防保安課への職員派遣をすることにより、それぞれの機関との連携強化を図り、職員一人一人の技術、技能又は知識向上を図ってまいりたいと思っております。

私を含め、職員一人一人がこれまで以上に知恵と工夫を凝らし、常に住民目線の行政運営を心がけまして、おもてなしの心をもって住民の皆様の信頼にこたえてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員の皆様方におかれましては、くれぐれも健康には御留意をいただきまして、新年度をお迎えいただくとともに、さらに町政に対しましても変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

以上です。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ここで、この3月末日に退職されます藪田企画部長、太田上下水道部長、都築消防長、及び県に戻られる夏目企業誘致担当参事から、発言の申出がありましたので、発言を許します。

それでは、藪田企画部長、お願いします。

〔企画部長 藪田芳秀君 登壇〕

○企画部長（藪田芳秀君） 本日は、今月末で退職をいたします私どもの発言のため、議会の貴重なお時間を取っていただきましてありがとうございます。退職を迎えるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

私は、先ほど町長からも御紹介いただきましたように、昭和58年4月に幸田町役場に奉職いたしまして以来、税務課、出納室、保健課、教育委員会、福祉課、企画政策課、健康課などで仕事をさせていただきました。特に保健課におきましては、平成7年度から町内分別収集開始のため、町内各区隅々まで周知のため説明に回ったこと、また企画政策課におきましては、平成21年度から相見駅の設置に関わったことがなどが大きな思い出でもございます。また、平成25年からは、健康課長として議会にも出席をさせていただきました。また、平成29年度からは、部長職として議会での答弁機会、こういったものも多くなったわけですが、質問になかなか的確にお答えすることができず分かりにくい答弁でありましたこと、特に今回空き家活用におきましても、新しい事業への挑戦ということではございましたが、十分にお答えができなかったことも含めまして、おわびを申し上げたいというふうに思います。

これまで、先輩の退職されている姿を見ながら、とうとう私どももバトンを渡す順番が回ってきたのかなという思いでございます。これまでの38年間の在任中、大過なく職務を遂行いたすことができましたことは、ここにお見えの議員の皆様方を始め、上司、先輩、同僚や後輩職員など、数多くの方々のお指導、御鞭撻があったからであり、改めて厚く御礼を申し上げます。

結びになりますが、この場にお見えになる議員や理事者の皆様方のますますの御健勝

と御多幸、そして幸田町が元気な町として持続的に発展されることを祈念いたしまして、退職の挨拶とさせていただきます。

どうも長い間ありがとうございました。

〔企画部長 藪田芳秀君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、太田上下水道部長、お願いいたします。

〔上下水道部長 太田義裕君 登壇〕

○上下水道部長（太田義裕君） 議長のお許しを頂きましたので、定年退職に当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

私は、昭和58年に土木課建築係への配属を受け、以降、大きく通算しますと都市計画関連で15年、下水道関連で11年、教育委員会施設管理関連で10年、全7課で過ごし、そして上下水道部と主には施設の整備と建築開発の指導などで大半を過ごしてきました。

印象に残っている行政フレーズを振り返らせていただきますと、全町下水道化、文化振興、指定管理、減災プラン、集排統合、整備では具体的に武道館、小学校体育館、農道、ため池、集落排水、校舎耐震補強、中央公民館、給食センター、また裁判では、借地返還訴訟、強制退去訴訟、最近では新水道ビジョン、企業会計、そしてコロナへの対応と、いずれも模索とチャレンジの記憶とともに、支えていただいた多くの温かい思い出に包まれ、過ぎた日の短さを感じています。反面、バブルなど、5つもの経済の波を乗り越え、真実と未来を切り拓いている力強い組織に38年間の長い間包まれていたことも気づかされています。

今も大きな波の中にあり、大変なときではありますが、こうして今月末には定年退職の日を迎えることができますことは、ひとえに皆様方の御指導に支えられてのことであると改めて心より深く感謝申し上げます。

この節目に当たりましては、これまでの御厚情に少しでもお返しができますよう、老人福祉センターや地元におきまして、微力ではありますが尽くしてまいりたいと思いを新たにしております。

最後に、皆様方の御健勝と御多幸を祈念申し上げまして、簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

長い間お世話になりました。ありがとうございました。

〔上下水道部長 太田義裕君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、都築消防長、お願いします。

〔消防長 都築幹浩君 登壇〕

○消防長（都築幹浩君） 議長のお許しを頂きましたので、退職を迎えるに当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

私は、入庁以来、これで37年を迎えることとなりました。役場に入庁以来、総務、それから企画部門に長くおりました。中でも企画部門におきまして電子計算係、こちらで通算で14年勤めてまいりました。時代の移り変わりとともに、技術の進歩は著しいものがございます。入庁時、ブラウン管に大きなキーボード、緑色の文字がモニターに浮かぶ、そういう時代でございました。時には徹夜までしてプログラムを作成してまい

りましたけれども、今はそのプログラムも一本も残っておりません。全く別のシステムが、この町政、行政を動かしているという状況になっております。今や当時のシステム以上のものが片手に乗っかるような、そんな時代になっております。

町民会館に出たこともございます。最後には消防長として、外へ出させていただきました。がらっと変わった部署ではございましたけれども、やりがいと責任のある職に就かせていただきました。そんな矢先、コロナでございます。この影響を受けまして、2年目は外へ出る機会すらないという状況になりました。

そんな状況にも何とか対応をしながら、これまで一生懸命やってきました。もっとやりたいという気持ちもございますけれども、今後は役場とは少し離れた立場で生活をさせていただくこととなります。健康に注意しながら生きてまいりたいと考えておりますが、これまで皆様方からお受けしました御高配には感謝いたしますとともに、これからの幸田町並びに町議会の発展と皆様方の御活躍、御健勝を御祈念申し上げます。

長い間大変お世話になりました。ありがとうございました。

〔消防長 都築幹浩 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、夏目企業誘致担当参事、お願いいたします。

〔企業誘致担当参事 夏目隆志君 登壇〕

○企業誘致担当参事（夏目隆志君） 議長のお許しを頂きましたので、県へ戻るに当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

私は県から出向してまいりましたけれども、こういった形で議場の中に入るとは思ってもおりませんでした。議会の議場においては発言する機会はありませんでしたけれども、県でも経験をしたことのない様々な事業や業務について議論されているのを聞くにつき、非常に貴重な経験をさせていただいたなというふうに感じております。

私が担当いたしました企業立地、工業団地造成につきましては様々な課題があり、事業の進捗については忸怩たる思いと申しますか、進んでいない面があるなというふうには感じております。しかしながら、工業団地の造成、これで企業が来て、企業が操業するには数年間まだかかるものであります。県との共同の事業として進めていただくためにも、今後とも議員の皆様方の御理解と御支援を頂きたいなというふうに思っております。

さて、私も県に戻るわけですが、県に戻ってまた幸田町に関わりのある仕事に、残り少ない県職員生活ではありますけれども、関わるかどうかは分かりませんが、これを機会に幸田町のいわゆる関係人口の一人として、何らかに関わっていきたいなというふうには思っております。

ふるさと納税でアイボを頂くほどの納税はしていませんので、2年間で経験いたしましたイチゴや桃や柿、梨、何かおいしい果物をたくさん頂きましたので、そういったものを頂くように希望させていただくなりしていきたいなというふうにも思っております。

また、イベント、お祭りにつきまして凧揚げまつり、本年は祭りとしては中止となりましたし、昨年は参加させていただきましたが風がなくて揚がっていない、非常に残念でした。ですので、年明け、来年にはコロナが収束し、ぜひ祭りが開かれることを祈っております。その際にはぜひ参加させていただきたいと思っております。それ以外にも

同じ三河に住む人間として、選挙区でいえば同じ14区でございますので、たまにこちらのほうに顔も出させていたいただきたいと思っておりますので、顔を見ましたらお声がけいただければ幸いですと思っております。

最後に、皆様の今後とも、コロナを含めまして健康に留意いたしまして、この議場において幸田町の皆様、住民の皆様の安全安心な暮らしのために議論を重ねていただいているかと思っておりますので、まずは自らの健康にも御留意いただきますことを祈念しております。

2年間どうもありがとうございました。

〔企業誘致担当参事 夏目隆志君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 退職等をされます各位におかれましては、長年にわたり町行政に御尽力いただき、誠にありがとうございました。

そして、大変お疲れさまでした。

お席にお戻りください。

議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますよう、お願いいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 0時02分

○議長（稲吉照夫君） ここで、1点御連絡を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種説明会を、午後0時10分から第2委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

御苦労さまでした。解散といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和3年3月22日

議 長

議 員

議 員